

公立大学法人福井県立大学役員報酬規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事および監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当および期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当および通勤手当とする。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料の月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 890,000円
- (2) 副理事長 890,000円
- (3) 理事 766,000円以下で理事長が定める額

2 前項に規定する給料の月額は、その者の業務実績、法人の運営状況および社会情勢等を勘案して、これを増額し、または減額することができる。

(通勤手当)

第4条 常勤の役員の通勤手当の額、支給要件、支給方法等については、公立大学法人福井県立大学職員給与規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第37号。以下「給与規程」という。）の例による。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、または死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における給与規程第24条第2項に掲げるその者の在職期間の区分に応じ、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、期末手当の支給要件、支給方法等については、給与規程の例による。

(非常勤役員手当等)

第6条 非常勤役員手当は日額とし、1日につき、30,000円とする。

2 非常勤役員に支給する通勤手当は費用弁償とし、その計算方法等については、公立大学法人福井県立大学職員旅費規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第44号）の例による。

3 前2項に規定する非常勤役員手当および通勤手当は、非常勤の役員が業務の執行を行った日の属する月の翌月の15日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日（この項において「祝日」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日、土曜日または祝日でない日に支給する。

(口座振替による報酬の支払)

第7条 役員から申出のあるときは、理事長の定めるところにより、口座振替の方法により報酬を支払うことができる。

(報酬からの控除)

第8条 役員の報酬の支給に際しては、その報酬から法令に別段の定めがあるものおよび役員自らが控除を申し出たものを控除するものとする。

(役員報酬の特例)

第9条 次に掲げる場合の役員報酬については、第2条から第5条までの規定にかかわらず、理事長が定める。

- (1) 職員(給与規程の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)から引き続き常勤の役員となった場合
- (2) 福井県職員が任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて常勤の役員となるため退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった場合
(準用)

第10条 役員報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項に規定する役員給料の月額、平成27年5月18日までの間、同項の規定にかかわらず、同項に定める給料の月額から当該給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条に規定する期末手当および公立大学法人福井県立大学役員退職手当規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第6号)第3条に規定する退職手当の額の算定基礎となる給料の月額については、この限りでない。
- 3 法人の成立の日の前日に福井県職員であった者が福井県を退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における当該役員報酬については、理事長が定める。
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年2月18日から施行し、平成26年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 改正後の規定を適用する場合には、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月24日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成28年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成29年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月28日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月17日から施行する。
- 2 第5条第2項の改正規定は、令和元年12月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規定による報酬の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公立大学法人福井県立大学役員退職手当規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長および理事（非常勤の者を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程に規定する退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 役員退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職した日におけるその者の給料の月額に100分の100を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員としての引き続いた在職期間とする。

2 前項に規定する在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満の場合は、これを1年とする。

(福井県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第5条 福井県職員（福井県職員等の退職手当に関する条例（昭和29年福井県条例第25号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当条例の規定による退職手当を支給されず、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の福井県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 役員のうち、理事長またはその委任を受けた者の要請に応じ、福井県職員となるため退職し、かつ、引き続いて福井県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 第1項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて福井県職員となった場合または役員が前項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて福井県職員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

4 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に関し福井県職員に復帰し福井県職員として退職したと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料の月額および退職手当の調整額については、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定めるものとし、第1項の役員としての引き続いた在職期間を同条例第7条に規定する在職期間とみなす。

5 第2項の規定に該当する役員が退職した場合（第3項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日における給料の月額に、役員としての引き続いた在職期間を退職手当条例第7条に規定する在職期間とみなし、同条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員としての期間における退職手当の調整月額については、その者の業務実績等を勘案して、理事長が定めるものとする。

(職員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に関する特例)

第6条 役員が引き続き職員(公立大学法人福井県立大学職員退職手当規程(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第38号。以下「退職手当規程」という。)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員が引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 役員が引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き再び役員となった場合の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 4 第2項または前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日における給料の月額に、第2項または前項の役員としての引き続いた在職期間を退職手当規程第17条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員の間における退職手当の調整月額については、その者の業務実績等を勘案して、理事長が定めるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第7条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときの在職期間については引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条および前条の規定に該当する役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、在職期間を引き継ぐものとし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(福井県職員または職員から引き続き役員となった者の退職手当の特例)

第8条 第5条および第6条に規定する役員が、その者が福井県職員または職員であった場合の定年に達した日以後における最初の3月31日を超えて引き続き役員として在職する場合の退職手当については、第2条から前条までの規定にかかわらず、理事長が定める。

(福井県職員を退職して役員となった者の退職手当の特例)

第9条 役員のうち、福井県職員を退職し、退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、この規程による退職手当は支給しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給方法等については、退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立の日の前日に福井県職員であった者が退職手当条例の規定による退職手当を支給されないで福井県を退職し、かつ、引き続き役員となった場合における当該役員の退職手当については、理事長が定める。